

6 小児医療(小児救急を含む)

(1)住民に対する「医師のかかり方」についての普及・啓発活動の推進

現 状

- 県民を対象に「とっとり子ども救急講座」等を開催しているが、適切な受診行動に関する理解がまだまだ地域で十分に浸透していない。
- 小児科医師の平均年齢の上昇

1) 医療施設等

- ・小児科を標榜する病院：9病院（平成24年1月現在）
- ・小児科を標榜する診療所：64診療所（平成24年1月現在）
小児科医師の平均年齢55歳。
- ・先進事例：「兵庫県立柏原（かいばら）病院の小児科を守る会」が住民主導で活動

2) 救急診療体制

- ・休日・夜間小児急患診療体制（平成21年12月1日～）
東部医師会附属急患診療所では従来の内科医に加え小児科医も診察に従事することとなった。
月・火・木・金・土・日 夜間（東部医師会附属急患診療所）
水 夜間（鳥取生協病院）
日・祝日 昼間（東部の輪番当番病院又は東部医師会附属急患診療所）
- ・救急の対応を必要としないにもかかわらず、夜間、休日に救急診療所を普通の診療のように受診する患者もある、という声も聞かれる。
- ・東部医師会附属急患診療所の休日受診者数

	H19	H20	H21	H22	H23
小児科受診数	4,590	5,370	7,059	7,205	8,425

出典：鳥取県東部医師会調べ

3) とっとり子ども救急講座

希望に応じて、病気のこと、対応方法、医療の現状とかかり方などの講座を実施し、適切な受診行動に関する理解を促進している。（平成24年度10月末現在）

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
回数	7	8	3	5
人数	335	433	45	117

（平成24年度は11月に1回開催予定）

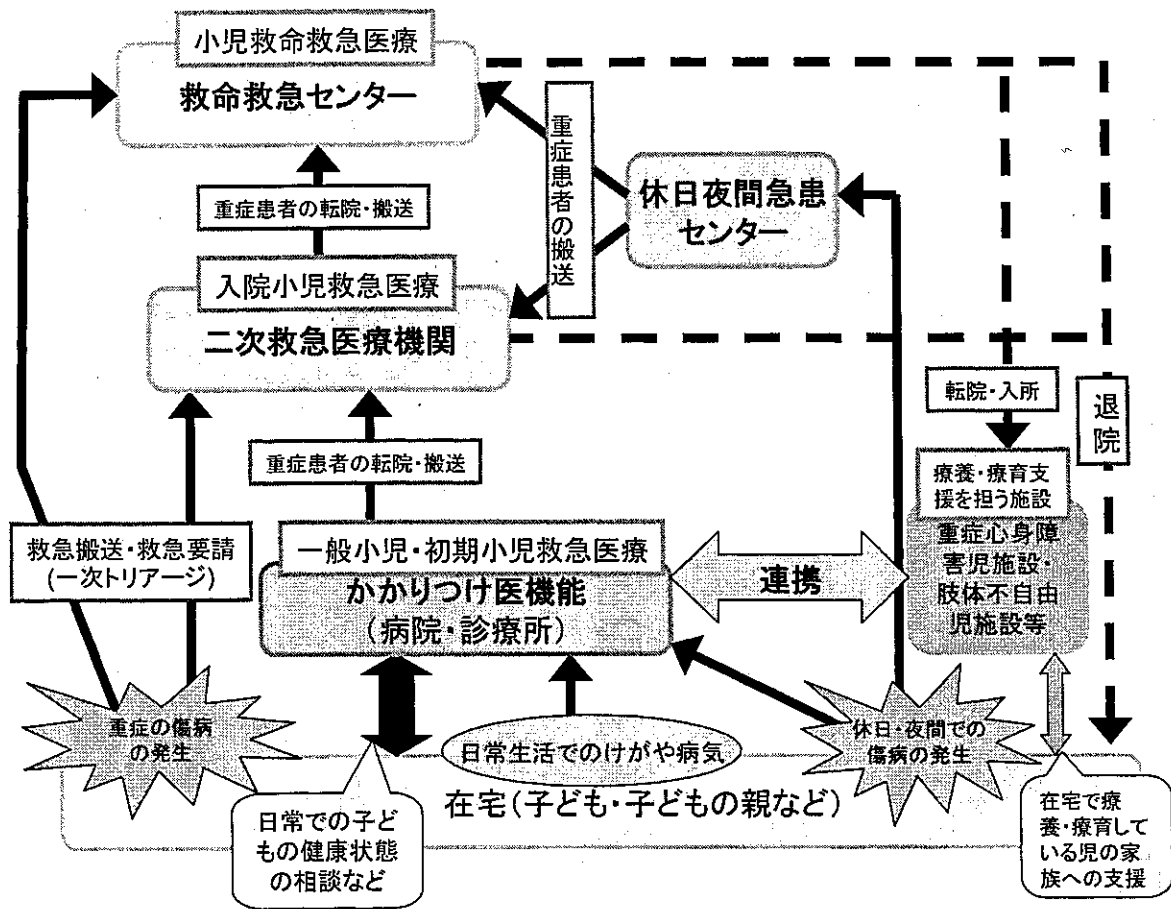
4) 小児救急ハンドブック等の作成、配布

- ・市町聞取りによると、新生児訪問や教室などでハンドブックが活用されている。
- ・「#8000」の相談実績(平成22年度)
東部1,066件、中部224件、西部789件、その他（不詳）47件

課題・対策

課 題	対 策
○住民の適正受診への理解、協力が重要である ○小児科医の確保	○住民主体の医療資源の適正利用に向けた活動の推進 ○とっとり子ども救急講座の継続実施や小児救急ハンドブック等の作成、配布の継続 ○県全体の医師確保対策に基づいた情報提供

小児医療の連携体制



7 周産期医療

(1) NICU（新生児集中治療管理室）から在宅医療につなげるための連携体制の強化

現 状

- NICU（新生児集中治療管理室）の入院が長引く児がいるが、鳥取医療センターの受け入れ体制が整備されつつある。
- 在宅療養する場合の支援は十分とはいえない。
- 産婦人科医師の平均年齢の上昇

1) 未熟児出生状況 (単位：人)

区 分	H19年	H20年	H21年	H22年
2,500g未満 鳥取県	441	439	434	473
	東部圏域	215	179	176
1,000g未満 鳥取県	20	11	10	24
	東部圏域	15	5	3

出典：鳥取県人口動態統計

・養育医療申請件数（東部総合事務所福祉保健局）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
新規	53	42	24	37	49
継続	7	5	4	8	9

2) 医療施設等

- ・圏域の分娩対応可能な医療機関は、4病院、3診療所であり、鳥取市内に集中している。助産所は3施設である。
- ・地域周産期母子医療センター：県立中央病院に開設
MFICU（母胎・胎児集中治療管理室）2床、NICU（新生児集中治療管理室）6床、GCU（回復期治療室）6床

3) 東部圏域の産婦人科医師の状況

20代	30代	40代	50代	60歳以上	計
1人	3人	3人	5人	4人	16人

出典：医療政策課調べ

4) NICU入所児の状況

- ・NICUから在宅療養につなげる中間的な施設が不足しており、入院が長引く傾向にある。

区 分	1ヶ月未満	1ヶ月以上	6ヶ月以上	1年以上	2年以上	計
鳥大付属病院	3	5	0	0	0	8
県立中央病院	6	1	1	1	0	9

(平成23年3月31日鳥取県周産期医療協議会)

出典：医療政策課調べ；平成22年12月現在、

- ・NICUで長期化した慢性患者の受け入れのため鳥取医療センターに人工呼吸器等の機器整備が進められている。
- ・在宅支援のため、医療センターにおける通園事業、レスパイト入院の対象拡大予定
- ・小児対応する訪問看護ステーションは圏域内に7カ所

5) 鳥取県周産期医療体制整備計画

平成23年に鳥取県周産期医療体制整備計画が作成され、課題整理と目標設定が行われた。

課題・対策

課 題	対 策
○NICUから在宅療養につ ながための体制の整備 ○産婦人科医師の確保	○在宅療養を支援する体制の充実 ○県全体の医師確保対策に基づいた情報提供

(2) 診断治療の充実

現 状

○東部圏域では妊娠28週未満の早産が予測される母体及び在胎週数が28週未満の早産児については、可能な限り総合周産期母子医療センター(鳥取大学医学部付属病院)に搬送している。
 ○時に地域周産期母子医療センター(県立中央病院)のNICU病床数を超える新生児を収容する状況が生じる。

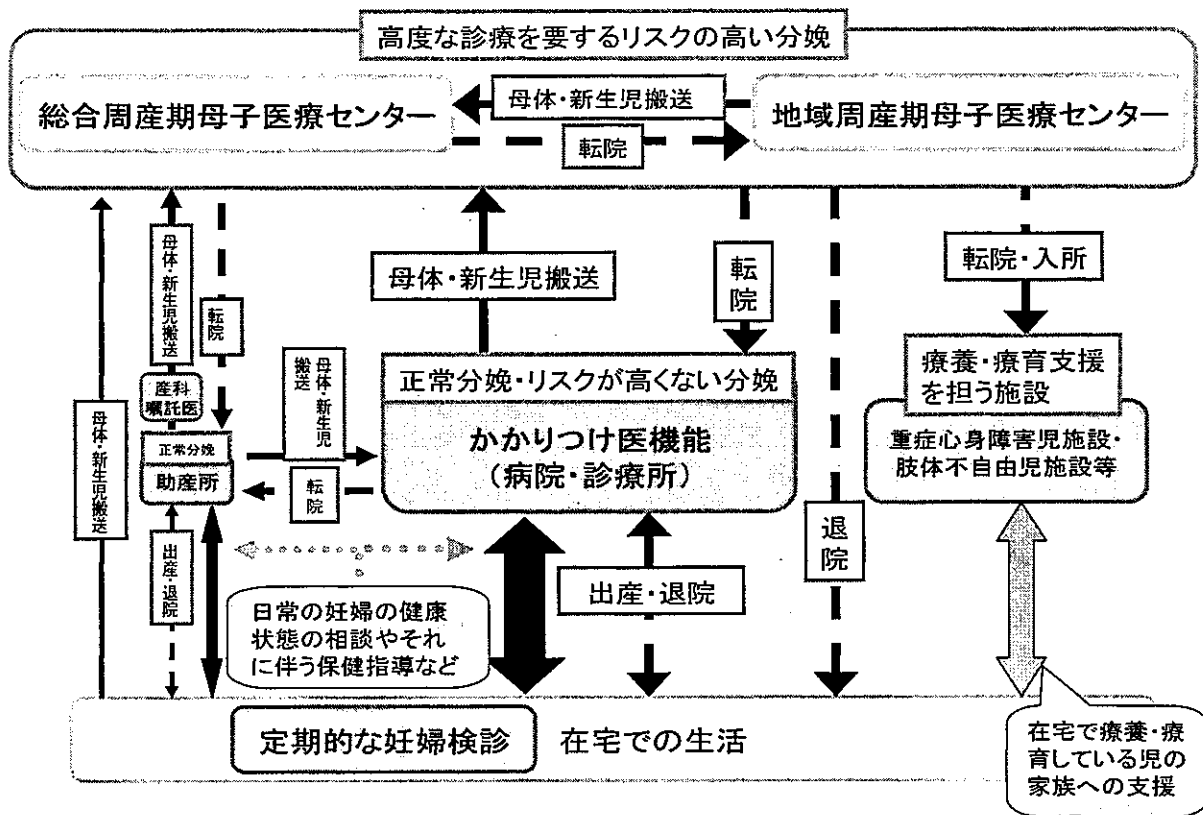
1) 搬送実績

- ・ 取り決めによる搬送
 平成23年度の搬送件数 11件(新生児2件、母体9件)
- ・ その他心疾患、先天異常等の理由による圏域外の医療機関への搬送
 平成23年度の搬送件数 10件(総合周産期母子医療センター3件、県外7件)

課題・対策

課 題	対 策
○専門医師確保による東部圏 域での周産期医療機能維持 と施設整備が必要	○県全体の医師確保対策に基づいた情報提供 ○施設整備 平成24年10月現在地域周産期母子医療センター(県立中央病院)NICU の拡充工事中

周産期医療の連携体制



8 救急医療

(1) 救急医療の適正な情報提供と活用の推進

1 現状

- 鳥取県東部医師会附属急患診療所は平成21年12月より内科、小児科の二診体制で運営されており、受診者数は年々増加している。
- 救急輪番制病院を軽症で受診する患者数が年間平均で4万人前後の状況が続いており、二次、三次救急に支障が生じることが危惧されている。
- 小児以外の一般に対する医師へのかかり方の普及啓発はリーフレット、ラジオ等による広報にとどまっている。

1) 救急医療体制

- ・救急告示病院 6病院
- ・輪番制病院 4病院
- ・休日・夜間診療体制
東部医師会附属急患診療所2診体制（内科、小児科）（平成21年12月1日～）
鳥取県薬剤師会休日夜間薬局の開局（平成23年8月1日～）

2) 救急患者受診状況

- ・東部医師会附属急患診療所受診者数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
内科	1,452	1,729	2,755	3,966	4,447
小児科	4,590	5,370	7,059	7,205	8,425

※平成21年度以前は内科：15歳以上、小児科：14歳以下として集計

- ・救急輪番制病院の時間外患者数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
軽症	46,728	39,312	41,741	36,288
入院	7,666	6,078	6,381	6,693

3) 救急搬送の状況

- ・東部消防局 救急搬送実績 8,673人（軽症者：3,174人38.5%）（平成23年）
- ・鳥取県消防防災ヘリコプターによる患者搬送実績 10人（内医師同乗1件）（平成23年）
- ・3府県共同ドクターヘリによる東部圏域の患者搬送実績 23人（平成23年度）

4) 救急医療情報提供

- ・夜間救急医療機関については、新聞、ホームページ等で周知を図っている。
- ・鳥取県救急医療情報システムにより宿日直情報等の閲覧が可能。
- ・住民からは、家で急患になったときに自分では適切な判断が出来ないため、相談窓口の設置等を希望する声が出ている（地域医療を語る会より）。

5) 救急医療に関する協議会

- ・鳥取県救急搬送高度化推進協議会（平成22年設置）
- ・鳥取県東部地区メディカルコントロール協議会（平成15年設置）
メディカルコントロールを推進し、病院前救護体制の充実を図ることを目的として設置

課題・対策

課 題	対 策
○適正な医師へのかかり方の普及啓発 ○患者が適切に夜間救急医療機関を選択して受診できる体制の整備	○状態に応じた適切な受診が出来るための、医師へのかかり方の普及啓発の推進 ・救急医療相談体制の調査・検討 ○救急医療情報提供のあり方の検討 ○東部医師会付属急患診療所の案内、啓発の充実

(2) AEDその他の応急手当方法の更なる普及

現 状

○AEDは県の施設、県立学校ほか各市町村などの施設をはじめ民間施設においても設置が進んでいる。

○応急手当講習会で、AEDの使用法を含めた応急手当の方法の普及啓発を実施している。

1) AED設置状況

圏域374カ所、全県694カ所（平成24年6月）

（一般財団法人日本救急医療財団AED設置者登録制度による登録者数）

2) 応急手当講習会

・応急手当指導員・普及員養成講習会受講人数（鳥取県東部広域行政管理組合消防局）
（人）

	H20年	H21年	H22年	H23年	登録者数 H23年末現在
応急手当指導員	23	42	19	30	457人
応急手当普及員	17	27	24	16	148人

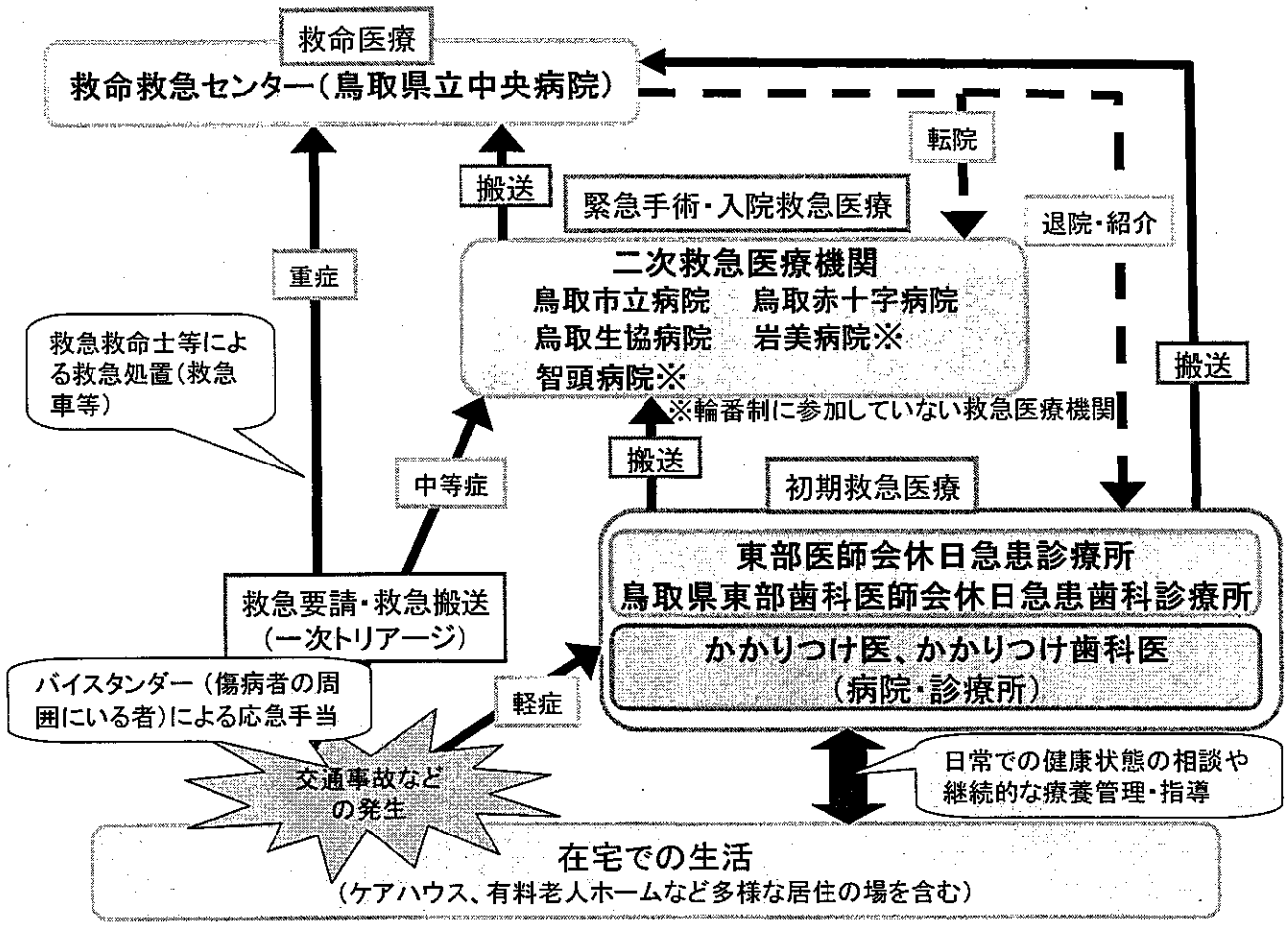
・住民に対する応急手当普及啓発活動の実施状況（鳥取県東部広域行政管理組合消防局）

	H20年	H21年	H22年	H23年
普通救命講習（Ⅰ）	155回 (2,752人)	198回 (3,769人)	160回 (2,865人)	139回 (2,617人)
普通救命講習（Ⅱ）	23回 (357人)	22回 (418人)	8回 (108人)	12回 (295人)
その他の講習	303回 (9,269人)	317回 (10,497人)	301回 (8,899人)	302回 (9,423人)

課題・対策

課 題	対 策
○各施設に設置されたAEDの適切な使用	○多くの県民が適切にAEDを使用できるための関係部局の協力による普及推進

救急医療の連携体制



9 災害医療

(1)災害時の医療救護体制の整備

現 状

- 鳥取県災害医療活動指針との整合性を確認しつつ、東部圏域における災害時の医療救護体制の見直しが求められている。
- 「医療機関のBCP（業務継続計画）の策定の基本事項」が平成24年7月に定められ、各医療機関におけるBCPの作成が求められている。

- 1) 鳥取県災害医療活動指針（H24年7月策定）
県の災害対策本部が設置される大規模な災害（震度5強又は6弱以上の地震等）の発生時において「救助・救急・医療活動・平時の準備（研修・計画）」などを具体的に推進するための基本事項を定めた指針
- 2) その他関係する計画・指針等
 - ・鳥取県地域防災計画（平成22年度修正 鳥取県防災会議）（見直し中）
 - ・鳥取県国民保護計画（平成22年7月改正 鳥取県）
 - ・鳥取DMAT運用マニュアル（平成23年2月策定 鳥取県）
 - ・医療機関のBCP（業務継続計画）の策定の基本事項（平成24年7月策定 鳥取県医療政策課）
 - ・災害時の医療救護マニュアル（平成18年4月改正 鳥取県東部総合事務所福祉保健局）
- 3) 災害拠点病院
鳥取県立中央病院（基幹災害拠点病院）
鳥取赤十字病院（地域災害拠点病院）
- 4) 透析医療
 - ・「災害時の透析医療の活動指針」を策定中（平成25年3月予定）
 - ・東部圏域の透析医療機関は8医療機関、平時に稼動可能な人工腎臓装置は171台（平成23年9月1日現在。詳細は「4 糖尿病対策」参照）
- 5) 被ばく医療体制
 - ・被ばく医療機関の指定（平成24年4月）
初期被ばく医療機関4箇所（鳥取赤十字病院、鳥取市立病院、岩美病院、智頭病院）
二次被ばく医療機関1箇所（鳥取県立中央病院）
 - ・「緊急被ばく医療計画」及び「緊急被ばく医療マニュアル」を検討中

課題・対策

課 題	対 策
○指針等に基づいた東部圏域での災害医療体制の整備、見直し	○関係計画間の整合性・補完性を配慮した各種マニュアルの整備と見直し ・災害時の医療救護マニュアル（東部福祉保健局版）の改正
○医療機関のBCPの作成、体制整備	○「医療機関のBCP（業務継続計画）の策定の基本事項」に沿ったBCPの作成、体制整備
○災害時の稼動可能な人工腎臓装置の把握及び透析医療体制の整備	○災害時の透析医療の活動指針の策定と指針に基づいた体制の整備 ・透析医療機関における、BCPの作成 ・ライフライン寸断時の透析医療継続体制の整備 ・災害時稼動可能な人工腎臓装置台数の把握
○鳥根原子力発電所事故発生時の体制整備	○「緊急被ばく医療計画」及び「緊急被ばく医療マニュアル」による医療体制の整備 ・鳥根原子力発電所30km圏内の入院患者の受け入れ体制の検討 ・避難者のスクリーニング検査に関する体制の検討 ・健康相談対応に関する体制の検討 等
	○被ばく医療訓練の実施

(2)各種災害対策訓練の実施

現 状

- 関係機関の協働により鳥取空港消火救難訓練が平成16年度より毎年実施されている。年々参加機関も増加し、圏域での局所災害に応用できるものとなっている。
- 基幹災害拠点病院である鳥取県立中央病院の主催で鳥取県災害医療従事者研修が毎年開催されている。
- 一部の市町では総合防災訓練の一環として医療救護体制の訓練を行っている。

1) 鳥取空港消火救難訓練の概要

- ・平成16年度より年1回開催
- ・主催：鳥取県県土整備部鳥取空港管理事務所
- ・訓練参加者：36機関 約300名（平成23年度実績）

2) 鳥取県災害医療従事者研修会

- ・平成22年度より年1回開催
- ・主催：鳥取県立中央病院（基幹災害拠点病院）

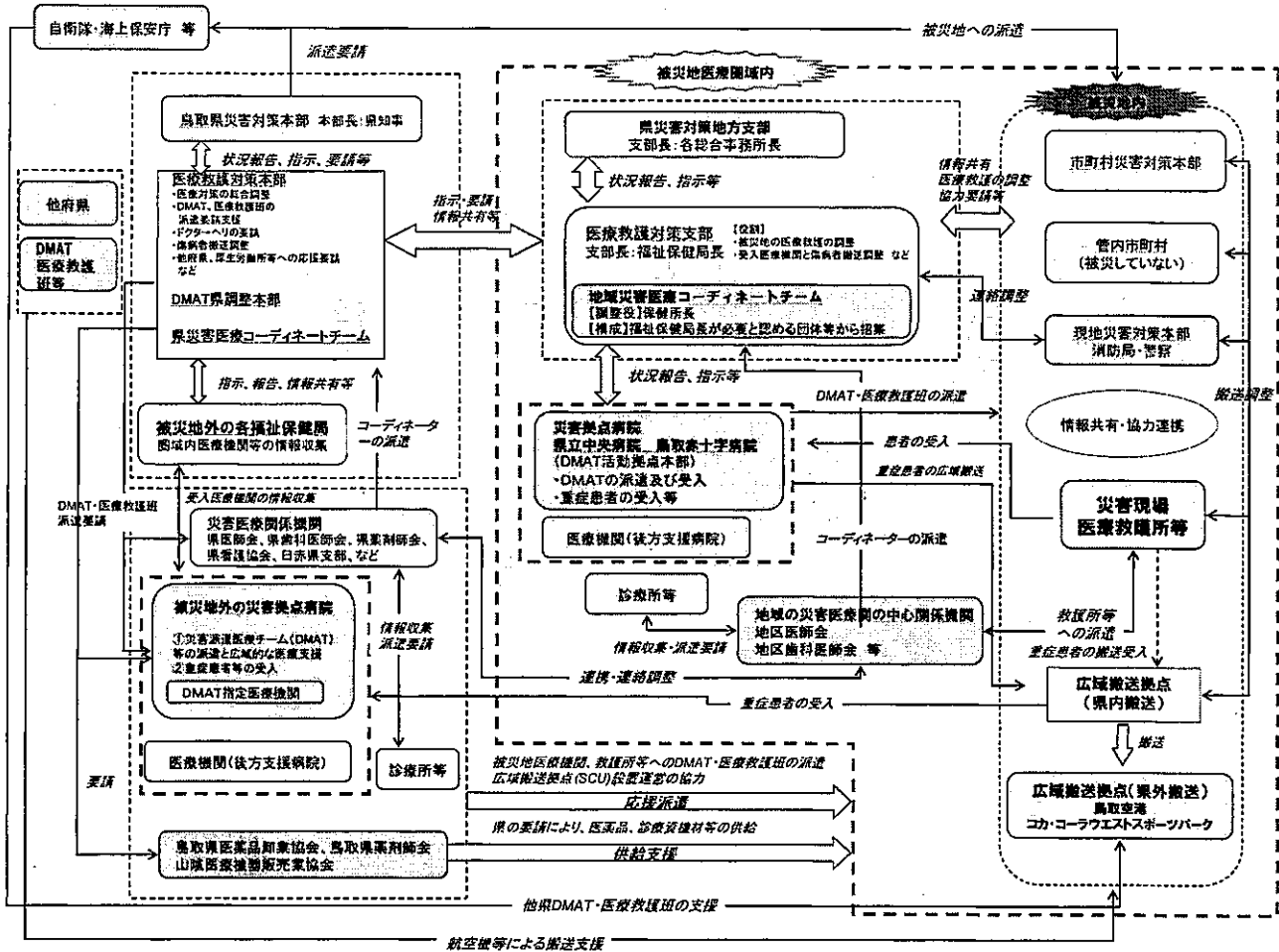
3) 市町による災害対策訓練

- ・一部の市町では地震等の大規模災害を想定した総合防災訓練の中で、災害時の救護体制、傷病者の救急搬送等の訓練を実施している。（年1回程度開催）

課題・対策

課 題	対 策
○広域自然災害時救護体制の訓練の充実	○災害対策訓練での医療救護に関する訓練内容の検討 ・救護所での具体的処理を想定した訓練の実施
○局所災害訓練としての鳥取空港消火救難訓練内容の充実	・医療機関の参加 ○鳥取空港消火救難訓練の継続実施 ・多くの関係機関参加による訓練の実施
○災害拠点病院を中心とした、医療従事者研修の実施による災害発生時の体制の整備	○災害拠点病院を中心とした、医療従事者研修の継続実施。 ・多くの職員が研修に参加しやすい環境の整備

災害医療の連携体制



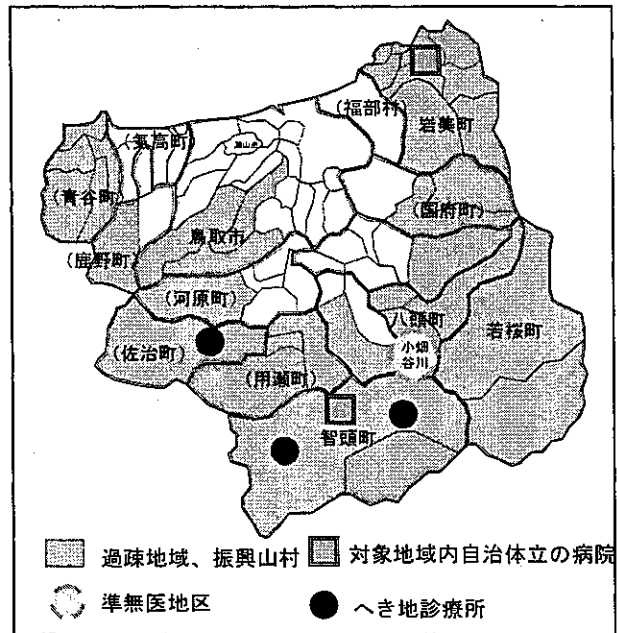
10 へき地医療

(1) 継続したへき地医療体制の整備

現 状

- へき地医療の対象となる地域には、へき地診療所が4ヶ所設置されており、対象地域に所在する医療機関とともにへき地医療を担っている。
- 鳥取県立中央病院が平成24年2月にへき地医療拠点病院に指定されており、平成24年4月に策定された鳥取県へき地医療拠点病院医師派遣要綱に基づき代診医の派遣等を行っている。
- へき地医療をはじめとする地域医療を担ってきた医師の平均年齢の上昇により、今後の継続した医療提供が危惧される地域がある。

1) 鳥取県へき地医療計画にの対象となるへき地対象地域としては、無医地区、準無医地区、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域及び山村振興法の規定により指定された振興山村の地域があり、東部圏域においては、右図の地域が対象



2) 対象地域の医療はへき地診療所に指定された公立医療機関をはじめ、対象地域に所在する医療機関が担っている。

3) へき地対象地域に所在する自治体立病院
 ・岩美町国民健康保険岩美病院
 ・国民健康保険智頭病院

4) 鳥取県へき地医療拠点病院医師派遣要綱による代診医派遣対象診療所（へき地診療所）
 ・鳥取市佐治国民健康保険内科診療所
 ・鳥取市佐治国民健康保険歯科診療所
 ・智頭町那岐診療所（2回/1ヶ月、安定期の患者を対象に診療実施）
 ・智頭町山形診療所（2回/1ヶ月、安定期の患者を対象に診療実施）

5) へき地医療拠点病院
 ・鳥取県立中央病院（平成24年2月指定）

6) 3府県共同ドクターヘリがへき地の救急患者搬送に有効に活用されている。

7) 一部の地域では市町による保健師等の定期的な健康相談が実施されている。

8) へき地医療にかかる計画・要綱等
 ・鳥取県へき地保健医療計画（平成23年9月策定）
 ・鳥取県へき地医療拠点病院医師派遣要綱（平成24年4月策定）

課題・対策

課 題	対 策
○へき地医療機関の継続した運営	○へき地医療を担う医師の確保対策の継続 ・自治医大・鳥取大学地域出身医師の定着の推進
○代診医制度の円滑実施による、医師の勤務環境の向上	○遠隔医療システムの活用
○救急患者搬送体制の継続	○へき地医療拠点病院を中心とした代診医の派遣体制等の継続（充実）
○保健指導の充実	○ドクターヘリの継続運用等による救急患者搬送体制の継続 ○市町等による健康相談等保健指導の充実

(2) 準無医地区への対策

現 状

- 準無医地区が八頭郡八頭町内に1箇所存在する。
- 準無医地区では、開業医院での診療、八頭町による通院費助成対策等が実施されている。

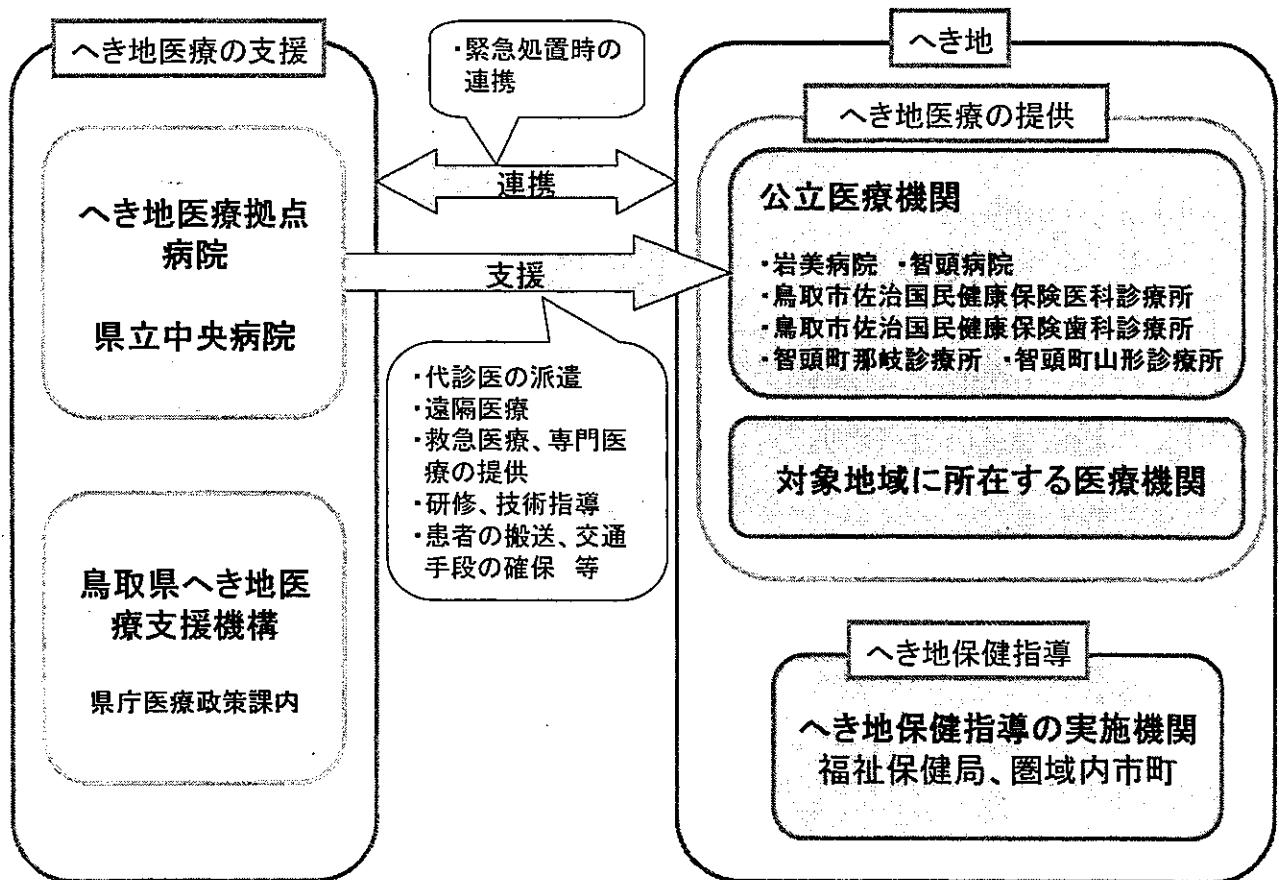
1) 東部圏域の無医地区、準無医地区の指定状況
 無医地区 : 0
 準無医地区 : 1 (八頭町小畑谷川地区、人口24人 (平成21年))

2) 準無医地区の状況
 ・4km圏内には医療機関が存在しない
 ・6kmで診療所が存在 (往診実施)
 ・高齢者等通院困難者に対しては八頭町が、八頭町内のタクシー料金の2/3助成を実施

課題・対策

課 題	対 策
○準無医地区の医療体制の継続	○高齢者等通院困難者の医療機関通院の助成等の継続による、医療機関への受診体制の維持

へき地医療の連携体制



11 在宅医療

(1) 地域の在宅医療体制の確保

現 状

- 24時間対応する在宅支援診療所は少しずつ増えている。
- 訪問看護ステーションの数は最近5年間変わっておらず、従事看護師数も少ない事業所が多い。
- 在宅療養を支援する制度に関する情報提供が不十分である。

1) 医療体制

・在宅療養支援診療所

	H19年度	H23年度
東部圏域	16カ所	21カ所
中部圏域	7カ所	11カ所
西部圏域	21カ所	27カ所

出典：中国四国厚生局ホームページより

・訪問看護ステーション

	H19年度	H23年度
東部圏域	11カ所	10カ所
中部圏域	6カ所	7カ所
西部圏域	21カ所	19カ所

平成24年4月1日現在東部圏域では11カ所
(うち24時間対応体制がある訪問看護ステーションは5カ所)

出典：鳥取県看護協会調べ

平成24年4月1日現在の看護師の数別訪問看護ステーション数

	5人未満	5～10人	10人以上
東部圏域	7	2	2
中部圏域	5	2	0
西部圏域	10	9	0

出典：鳥取県看護協会調べ

2) 訪問看護の年間利用件数

訪問看護の年間利用件数を人口割合で見ると、東部圏域の利用件数が少なく、年々微減傾向である。

	H19年度	H20年度	H21年度
東部圏域	5,965件	5,493件	5,406件
中部圏域	2,331件	2,348件	2,235件
西部圏域	7,185件	6,539件	6,973件
鳥取県	15,481件	14,380件	14,614件

出典：介護保険状況報告（年報）

3) 情報提供方法

- ・「訪問看護コールセンターとっとり」が平成23年11月に開設。
- ・病院退院時に、相談室等から患者、家族に情報提供。
- ・パンフレット、行政広報紙
- ・訪問看護師から、「退院時に在宅療養についての説明が不十分」という声がある。

4) 家族構成の変化

核家族化の進展や高齢世帯の増加により、介護者の急変時の対応について不安がある。

課題・対策

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養を支援する体制の充実 ○関係機関の連携推進 ○住民への在宅療養に関する研修 ○家族の介護力の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養を支援する診療所や訪問看護ステーションなどマンパワーの充実に向けての県全体の人材確保策に基づいた情報提供 ○在宅療養支援体制の検討 (機器整備、緊急ショートステイ等介護保険施設等との連携) ○住民への在宅療養に関する情報提供 (広報、研修など)

(2)入院医療機関との連携体制の推進

現 状

○急変時の支援体制を懸念する声がある。

1) かかりつけ医の支援体制

在宅療養支援診療所を支援する体制づくりを推進しているが、「在宅診療をやってもよいと考えるかかりつけ医の最大の不安は、急変時に病院が対応してくれないことである」との声がある。

課題・対策

課 題	対 策
○急変時の支援体制の整備	○かかりつけ医と入院医療機関との連携

(3)終末期医療の体制整備

現 状

○調査では終末期に在宅療養を望む者の割合が6割以上であるが、死亡場所別で見ると自宅は1割強であり、本人の希望と在宅における終末期医療の体制に大きな差がある。
○終末期のあり方に関する教育が必要

1) 鳥取県の死亡者数

平成22年は6,974人。

今後年間8,000人程度まで増加すると見込まれている。(今後35年間、長寿社会課推計)

2) 平成22年の死亡の場所別状況

	自 宅	特養・老健	病院・診療所
鳥取県	12.3%	9.9%	75.6%
国	12.6%	4.8%	80.3%

出典：厚生労働省「人口動態調査」

・圏域別自宅死亡者の割合：東部13.7%、中部9.7%、西部14.7%

3) 終末期医療のあり方に関する懇談会（平成22年12月報告）

平成20年3月に実施された「終末期医療に関する調査」の結果、死期が迫っている時の療養場所として、63%の一般国民は自宅で療養することを望んでいるが、66%は自宅で療養することは困難であると感じている。その理由として、「家族への負担」と「急変した時の対応への不安」をあげる者が多い。

4) 在宅での看取りの体制

診療所を含めた各医療機関の機能が不明確で情報も不足しており、看取りのための連携体制が整備されていない。

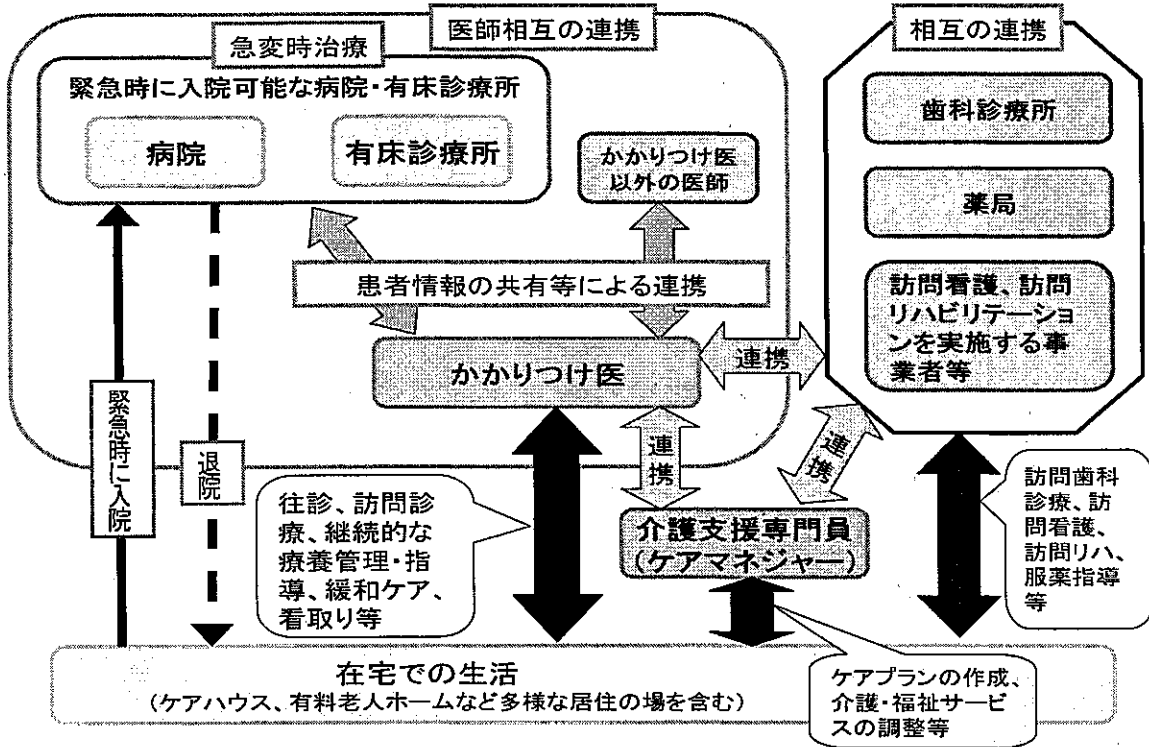
5) 終末期のあり方について

医療機関をはじめとした関係者間や住民との間で語られていない。なお、緩和医療学会や老年医学会ではアドバンスケアプランニング(患者の意思決定支援計画)という考え方が提唱されている。

課題・対策

課題	対策
○終末期医療の体制整備 ○住民の理解、終末期のあり方に関する教育、啓発	○各診療所が対応できることがわかるネットワークや看取りを複数で対応できる体制の整備 ○介護保険関係者を含めた研修会 ○住民への終末期医療に関する情報提供、啓発（広報、研修など）

在宅医療の連携体制



第2章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

第2節 課題別対策

1 健康づくり

(1) 特定健診及びがん検診の受診率向上と事後フォローの充実

現 状

- 県の特定健診受診率、特定保健指導実施率はどちらも増加しているが、国の目標値の半分以下である。東部は特定健診(市町村国保)の受診率は県平均を下回っているが、特定保健指導の実施率(市町村国保)は県平均より高くなっている。
- がん検診の受診率は、東部は胃がん、肺がん、大腸がん、乳がんは県平均より高く、子宮頸部がんは県平均より低い。

1) 特定健診受診率、有所見者の状況及び特定保健指導実施率

- ・特定健診受診率、特定保健指導実施率とも増加している。
- ・各市町は受診率向上のための様々な取組みを行っている。
休日健診の実施・自己負担額の無料化・人間ドックの定員枠の増加
受診可能な医療機関体制の整備 等

<特定健診受診率> (%)				<特定保健指導実施率> (%)			
		H20年度	H22年度			H20年度	H22年度
東部圏域	市町村国保	22.9	25.9	東部圏域	市町村国保	10.4	19.9
鳥取県	全 体	24.8	33.2	鳥取県	全 体	11.3	13.0
	被用者保険	26.2	39.4		被用者保険	5.3	8.0
	市町村国保	23.4	27.4		市町村国保	15.1	16.9
目 標 値 (国)		70%(市町村国保60%)		目 標 値 (国)		45%(市町村国保60%)	

出典：健康政策課調べ

出典：健康政策課調べ

2) がん検診受診率

<がん検診受診率> (%)

	東部圏域		鳥取県	
	H19年度	H22年度	H19年度	H22年度
胃 が ん	27.3	24.4	25.8	23.0
肺 が ん	33.7	28.6	28.3	24.2
大 腸 が ん	31.2	27.8	29.5	26.2
子宮頸部がん	16.5	19.8	18.7	20.4
乳 が ん	12.0	15.2	13.1	14.9
目標値(国)	50%(胃、肺、大腸は当面40%)			

出典：鳥取県がん検診実績報告書

- ・胃がん、肺がん、大腸がんは低下
- ・子宮頸部がん、乳がんは増加

3) 「パートナー企業」の認定状況(平成23年11月から)

- ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定し、企業と連携してがん対策に取り組んでいる。

平成24年9月末現在の認定数：東部38

4) 関係者会議開催

- ・市町及び関係機関と現状・課題を共有し、がん検診受診率向上に向けた具体的な対策について協議するために関係者の連絡会・推進会議を開催している。
- ・東部は、女性特有のがん(子宮がん、乳がん)、大腸がんを重点として普及啓発を強化することとした。

理由：女性特有のがんの受診率は増えているものの県平均より低く、特に若い世代で低い。
大腸がんは精密検診受診率が低い。また、一次検診が二日法に変わるため、受診率低下が懸念される。

課題・対策

課題	対策
○生活習慣病及びがんの予防について普及啓発 ○生活習慣病、がんの早期発見のため特定健診及びがん検診の受診率と特定保健指導実施率の向上 ○職域等関係機関と連携した取組みの強化	○生活習慣病及びがんに対する正しい知識の普及啓発の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・職域、学校等との連携による出張がん予防教室の実施 ・理解しやすい媒体の活用 ○特定健診及びがん検診（当面は乳がん、子宮がん、大腸がんを重点）の受診率と特定保健指導実施率向上に向けた取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者等を対象としたきめ細やかな受診勧奨と理解しやすい受診案内の活用 ・検診を受けやすい体制づくり（休日健診の実施、自己負担額の無料化、受診可能な医療機関体制の整備等） ・関係機関が連携して実施する検診啓発のためのイベントの開催 ・鳥取県がん検診推進パートナー企業の認定の推進及び連携 ・行政機関、医師会（産業医）、職域等関係機関との連携強化

(2)適切な食生活習慣の確立

現状

- 朝食を摂取する者の割合は、小、中学生では増加しているが、成人では減少している。
- 成人の野菜の摂取量は全国平均より少なく20歳代で著しい。また、食塩摂取量は減少しているが、目標値より多い。
- 毎日飲酒する男性は減っているものの全国に比べてやや多く、女性は全国に比べるとやや少ないが増えている。また、1日当たり2合以上飲酒する男性は増えている。
- 食べ方の支援を目的に、歯科保健と連携した取組みが平成22年度から始まっている。

1) 朝食欠食率、野菜摂取率、塩分摂取率、飲酒習慣の状況

<朝食欠食率> (%)

	H17年度	H22年度
成人男性	13.1	15.0
成人女性	8.4	11.3
目標値(県)	男性 10%以下	

※欠食：食事をしなかった場合及び錠剤・栄養ドリンク・菓子・果物・乳製品・嗜好飲料のみを摂取した場合

出典：県民健康栄養調査

<朝食を毎日食べている子どもの割合> (%)

	H18年度	H22年度
小学生	86.3 (5年生)	89.9 (6年生)
中学生	83.6 (2年生)	86.0 (3年生)

※欠食：食事をしなかった場合

出典：鳥取県学校栄養士協議会アンケート

<成人の野菜摂取量(平成22年)> (g)

	鳥取県	全国	目標値(県)
全体	283	281.7	350以上
20歳代	194	233.2	
30歳代	280	257.8	
40歳代	244	243.7	
50歳代	264	286.1	
60歳代	349	318.8	
70歳代以上	296	302.4	

・県の成人の野菜摂取量は全国と差がないが、目標に達していない。
 ・年代別では、60歳代は目標に近い量を摂取しているが、20歳代では摂取量がかなり少ない。

出典：国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

<成人の食塩摂取量> (g)

		全体	男性	女性
鳥取県	H17年度	11.0	11.6	10.3
	H22年度	10.7	11.3	10.1
全 国	H22年度	10.6	11.4	9.8
目 標 値 (国)			9未満	7.5未満

・5年前に比べて減少しているが、目標には達していない

出典：国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

<毎日飲酒する成人の割合> (%)

		全体	男性	女性
鳥取県	H17年度	20.2	39.6	3.1
	H22年度	18.6	33.9	5.4
全 国	H22年度	18.2	31.8	6.4

・男性は減少しているが全国に比べてやや多く、女性は増加しているが全国に比べてやや少ない。

出典：国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

<お酒を飲む日1日あたり清酒2合以上飲酒する成人の割合> (%)

		全体	男性	女性
鳥取県	H17年度	19.2	23.9	9.0
	H22年度	21.6	28.6	8.5
全 国	H22年度	27.2	32.9	17.6

・男性は増加、女性は減少していて、どちらも全国に比べて少ない。

出典：国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

2) 「健康づくり栄養応援施設(食事分野)」認定状況

- ・ヘルシーメニューの提供、メニューの栄養成分表示等を行っている飲食店を認定している。
- ・平成19年度末に21施設だったところ平成24年9月末には46施設に増えている。

3) 食育についての取組み状況

- ・各市町では、食育月間に合わせて乳幼児、保護者を対象とした講演会及び保育所、学校等と連携した実践活動を行っている。
- ・福祉保健局では、保育所、幼稚園と連携し、体験型の食育活動として「幼児のこころと体を育てるクッキング活動実践モデル事業」を実施している。
- ・「おやつにも野菜を！」をテーマとし、親子を対象に鳥取県栄養士会が教室を開催している。
- ・県は「食のみやことっとり～食育プラン～」、八頭町と若桜町は「食育推進計画」をそれぞれ策定し、鳥取市は「とっとり市民元気プラン」において推進している。

4) 食べ方の支援と歯科保健との連携について

- ・健口食育プロジェクト事業（目指そう！噛ミング30）を実施している。

<小児期：咀嚼力の育成>

- ・口腔機能を高めるため、口を使った遊び等を実践普及するため、3年間で東部13（県49）のモデル園を対象として健口キッズ支援コースを実施。

<成人：生活習慣病予防>

- ・よく噛む（一口30回以上噛む）ことの効用を普及し、早食いや食べ過ぎを防ぎ、健全な食生活の定着ることの知識を普及するために衛生管理者等を対象として研修会を開催。

<高齢期：口腔機能向上、誤嚥窒息予防>

（内容は、4 歯科保健医療対策（3）高齢者の口腔ケアの充実 に記載）

課題・対策

課 題	対 策
○適切な食習慣を確立するための関係者が連携した幼児期、学童期からの食育の継続的な取組み	○適切な食生活及び適正飲酒実践のための普及啓発及び環境整備 ・体験を通じた食育の推進 ・朝食や野菜の摂取、うす味習慣の推進 ・応援施設（栄養）認定数の増加と連携（情報発信等）
○生活習慣病予防のために、食生活改善ができるような支援体制づくり	・未成年者、妊婦等を中心とする飲酒による健康被害の情報提供充実 ○県、市町、栄養士会、食生活改善推進員協議会等関係機関の連携強化 ・課題やライフステージに応じた効果的な取組みの推進
○食べ方についての歯科保健分野からの継続した支援	○歯科保健分野との連携強化 ・よく噛む（一口30回以上噛む）ことの効用についての普及啓発の継続及び定着 ・口腔機能向上のための遊び等の普及と実践の継続

(3)受動喫煙防止及び喫煙者への禁煙支援対策

現 状

○成人男性の喫煙率は減少しているが、成人女性では増加している。
 妊婦の喫煙率は減少傾向だが、同居家族の喫煙率は県平均より高い。
 ○ほとんどの公共施設において禁煙、分煙に取り組んでいる。飲食店においては、応援施設認定数（禁煙・分煙）が急速に増加している。

1) 喫煙及び受動喫煙の状況と禁煙の意思

<成人の喫煙者の割合> (%)

		全体	男性	女性
鳥取県	H17年度	19.3	45.6	4.7
	H22年度	19.6	35.1	6.4
全 国	H22年度	19.5	32.2	8.4

・男性は減少、女性は増加

出典：国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

<成人の喫煙者でやめたいと思っている割合> (%)

	H19年度	H22年度
成人男性	26.0	35.9
成人女性	37.7	43.6

・男性、女性とも増加

出典：国民健康・栄養調査

<妊婦及び同居家族の喫煙者の割合> (%)

		妊 婦			同居家族		
		喫煙あり	喫煙なし	不明	喫煙あり	喫煙なし	不明
東部圏域	H20年度	4.3	94.4	1.3			
	H21年度	4.1	94.7	1.1	49.2	46.5	4.3
	H22年度	3.2	95.5	1.3	46.1	50.7	3.4
鳥取県	H22年度	3.6	89.1	7.3	42.4	48.4	9.2

・妊婦、同居家族の喫煙率とも減少傾向
 ・同居家族の喫煙率は、県平均より高率

出典：鳥取県子育て応援課調べ

2) 禁煙・受動喫煙防止についての普及啓発

- ・市町では母子手帳交付時、イベント等機会を捉えて普及啓発を実施している。
- ・鳥取市健康づくり推進員により地域に密着した普及啓発を実施している。
- ・産科を標榜する医療機関において、妊婦(全医療機関)とその家族(一部の医療機関)に対して禁煙や受動喫煙防止のための支援を実施している。
- ・世界禁煙デーに関連したイベント、取組みによる普及啓発を毎年実施している。
 (福祉保健局、各市町、とっとり喫煙問題研究会等)

3) 様々な施設の禁煙取組み状況

- ・県内公共的施設における禁煙取組み状況(平成22年度健康政策課調査)
 禁煙・分煙に取り組んでいる施設1,446施設(98.5%)
 (調査回答数1,468施設、調査回答率81.6%)
- ・「健康づくり応援施設(禁煙分野)」認定状況
 平成19年度末に112施設だったところ、平成24年9月末には386施設に増加している。

4) 禁煙治療の状況等

- ・県内の禁煙外来治療ができる東部の医療機関(ニコチン依存症管理料届出受理医療機関)は平成19年度末に13機関だったところ、平成23年末には25機関と市部を中心に増加している。
 県ホームページ、医療機関のホームページで情報提供
- ・鳥取県は、保険適用外(ブリンクマン指数が200未満)の者を対象とした鳥取県禁煙治療費助成事業を開始(平成23年8月11日施行)し、平成24年8月末現在の東部の利用者は5人である。

課題・対策

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> ○タバコの害についてのさらなる普及啓発。特に、喫煙前の若い世代や、禁煙に取り組みやすい妊婦及びその家族を対象とする取組みの強化 ○多数の人が利用する施設等における禁煙の取組みの継続的推進と受動喫煙を防止する環境の整備 ○医療機関、薬局、行政等関係団体等の協力による禁煙支援対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政、医療機関、保険薬局、教育委員会、職域等関係機関の連携による普及啓発（イベントの開催、健康教育、機会を捉えた個別指導等） <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に対しては教育委員会及び各学校との、妊婦及びその家族に対しては産婦人科医療機関との連携を強化 ・わかりやすい媒体の工夫 ・非喫煙者の近くで喫煙しないなど、受動喫煙防止のためのマナーの定着 ○公共施設、飲食店を中心とした健康づくり応援施設（禁煙）の認定数の増加と連携（情報発信等） ○禁煙指導医、禁煙指導を行う薬剤師、禁煙治療費助成制度等、禁煙支援のための情報の周知

(4)健康的な生活習慣の推進

現 状

- 1日の歩行数は増加しているものの、全国平均に比べるとかなり少ない状況である。
- ウォーキング大会、ウォーキングコースが認定され、取組みのきっかけが増えてきている。
- 成人のうち睡眠による休養が十分取れていないものの割合は増加している。

1) 運動の状況

<1日の歩行数> (歩)

		全体	男性	女性
鳥取県	H17年度	5,330	5,718	4,985
	H22年度	6,006	6,627	5,473
全国	H22年度		7,136	6,117
目 標 値 (県)			8,000以上	7,000以上

・男女とも増加しているが、全国に比べて低く、目標に達していない。

出典：国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

2) ウォーキング大会及び認定コースの状況

- ・鳥取県では、「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」を実施（平成22年から）。ウォーキングをより日常的なものとするを目的として、鳥取県内の19市町村で実施される認定大会に参加し、「19のまちウォーク達成」を目指すもの

<平成23年度の認定大会>

	大会回数	参加人数	※「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会 が認定
東部圏域	13	約2,070	
鳥取県	41	約8,810	

出典：「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会集計

- ・ウォーキングコースの認定状況（平成24年6月末現在）

<各市町認定コース>

	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町
コース数	67	5	1	1	3

<鳥取県認定コース>

	全 体	19市町村推奨コース	とりっぼ推奨コース
東 部	8	7	1
鳥取県	30	22	8

※ とりっぼ(歩)：楽しみながらウォーキングに取り組めるよう鳥取県が開発した、携帯電話で認定されたコース等の位置情報を送って歩行距離等が登録できるシステム

3) 睡眠の状況

<成人のうち睡眠による休養が十分取れていないものの割合> (%)

		全体	男性	女性
鳥取県	H17年度	19.0	19.3	18.9
	H22年度	22.6	21.9	23.2
全国	H21年度	18.6	18.9	18.5
目 標 (県)		15%以下		

・全国に比べて高く、目標に達していない。

出典：国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

課題・対策

課 題	対 策
○運動の中で誰でも気軽に 取り組めるウォーキング の習慣化 ○睡眠等による休養につい て普及啓発	○ウォーキングの効果、目標歩行数、継続の秘訣等についての普及啓発 ・各個人が意識的に1日の歩行数を増やす取組みの推進 ・指導者による正しい歩き方の普及及び実践のための支援 ○ウォーキングのきっかけとなる教室、イベント等の開催 ・幅広い年齢層が参加しやすいような方法の工夫 ○とりっぽ (歩)、19市町村推奨コース等ウォーキングコースの周知 ・ホームページ、ケーブルテレビ、広報等の活用 ・ウォーキングコースの維持管理の徹底 ○関係機関との連携による適切な睡眠及び休養の必要性についての普及啓発

2 結核・感染症対策

(1) 感染性結核患者の早期発見と適切な対応

現 状

- 定期健康診断の受診数が減少傾向にある。
- 新登録患者をみると高齢者が多く、入院、入所、施設利用など感染リスクの高い集団に所属している事例が多い。
- 感染性のある病状で発見される結核新登録者が多い。
- 潜在性結核感染症患者の増加は、医療機関で職員健診にQFT (クオンティフェロン) 検査 (※) が導入された影響と考えられる。

※ QFT (クオンティフェロン) 検査：
BCG接種の影響を受けずに結核感染の有無を判断できる検査方法

1) 新規登録患者の状況 (鳥取県東部総合事務所福祉保健局調べ)

・経年推移

	全国	鳥取県	東部圏域
H21年度	24,170	91	31(5)
H22年度	23,261	82	31(6)
H23年度	22,205	78	27(31)

() は潜在性結核感染症別掲

・平成23年新登録肺結核患者 (22人) の状況

ア) 年齢構成

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
人数	1	1	3	2	2	1	12

イ) 発見方法別

各種健診	症状医療機関健診	他疾患治療中	その他
4	9	8	1

ウ) 感染性肺結核の数及び割合 22人中17人 (77.3%)

エ) 入院、入所、介護サービス利用中等集団に属した患者の数及び割合 22人中6人 (27.2%)

2) 直接服薬確認療法 (DOTS)

- ・入院中は院内DOTSで、退院後は保健師の訪問、面接、電話などにより、治療中の全結核患者に服薬支援を実施している。
- ・保険薬局は服薬支援を実施している。

3) 定期健康診断受診数 (鳥取県東部総合事務所福祉保健局調べ)

	事業所	学校	施設	市町村	計
H21年度	11,546	4,411	2,317	14,765	33,039
H22年度	10,091	4,434	2,152	14,320	30,997
H23年度	10,200	4,280	2,279	13,555	30,314

・定期健康診断の受診数は年々減少

4) 接触者健診受診数 (鳥取県東部総合事務所福祉保健局調べ)

	対象者	受診者	受診率	被発見者数
H21年度	864	759	87.8	2
H22年度	1,141	1,008	88.3	9
H23年度	687	658	95.8	16

・被発見者はすべて潜在性結核感染症

5) 研修会開催

- ・医療従事者を対象に年1回継続的に開催 (平成23年78人参加)
- ・平成23年度は福祉施設職員を対象に1回開催 (68人参加)
- ・その他要望に応じ随時開催

課題・対策

課題	対策
○患者の早期発見及び登録時感染性患者の減少	○住民、事業所、医療関係者、福祉関係者等に向けた結核に関する注意喚起 (CM, 広報、研修会等)
○結核感染の拡大防止に向けた、医療機関、施設等の理解の促進	○定期健診の確実な実施 ・市町村との連携の強化 ・受診啓発イベント、広報活動の強化
○定期健診受診率の向上	○接触者健診の確実な実施

(2) エイズ・性感染症検査の検査体制の整備

現状

○受検者数は平成20年度をピークに減少している一方、県内でも感染者や患者数は増加している。

1) HIV・性感染症検査受検者数 (東部圏域：鳥取県東部総合事務所福祉保健局調べ)

	HIV	クラミジ	梅毒
H19年度	348	261	264
H20年度	413	313	318
H21年度	239	175	176
H22年度	236	153	152
H23年度	216	157	158

- ・HIV・性感染症検査の受検者数は平成20年度をピークに減少
- ・一方患者数は増加

2) エイズ・HIV感染者数の推移 (鳥取県東部総合事務所福祉保健局調べ)

	全国			鳥取県		
	新規発 件数	HIV 感染者	AIDS 患者	新規発生件数		
			HIV感染者	AIDS患者		
H19年度	1,500	1,082	418	1	1	0
H20年度	1,557	1,128	431	1	1	0
H21年度	1,452	1,021	431	4	3	1
H22年度	1,544	1,075	469	3	0	3
H23年度	1,486	1,019	467	1	0	1

・平成22, 23年度の新規発生件数は全数AIDS患者

3) 性感染症の動向 [平成23年の性感染症定点報告(東部)]

性器クラミジア感染症 (112人)、淋菌感染症 (56人) が多い。

4) 検査体制

保健所では週1回の定例検査以外に世界エイズデーの前後(12月)や性感染症検査普及週間(6月)に休日・夜間の臨時検査を実施している。

5) 健康教育、普及啓発

- ・学校では学習指導要領に基づき、「保健体育」や特別講義の時間で性感染症やエイズについて教育している。
- ・学校からの要請に応じて局職員が性感染症に関する健康教育を実施 (年1~3校)
- ・世界エイズデーの街頭キャンペーン、ポスター掲示、チラシ配布、展示などを実施

課題・対策

課題	対策
○エイズ発症前の早期発見 ○希望者が受検しやすい体制づくり	○エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発 (パネル展示・チラシ・ポスター等の掲示や配布、キャンペーン等) ○利用者の受検しやすい検査体制の工夫 (休日、夜間検査の実施や検査場所の検討)

(3) 感染症集団発生防止の啓発、拡大防止対策の指導

現状

○感染性胃腸炎などの集団発生は毎年続いている。

1) 感染症の集団感染発生状況 (患者数) (鳥取県東部総合事務所福祉保健局調べ)

	感染性胃腸炎	インフルエンザ
H21年度	1件 (13人)	31件 (438人)
H22年度	4件 (62人)	13件 (173人)
H23年度	10件 (146人)	45件 (661人)

水痘、マイコプラズマ肺炎、流行性角結膜炎等の集団発生も報告されている。

2) 感染拡大防止のための普及啓発

- ・県広報、市町広報
- ・福祉施設職員対象に年1~2回研修会開催
- ・施設等からの要望に応じて出張研修会実施

3) 感染症サーベイランスによる情報提供を実施している。

課題・対策

課題	対策
○集団発生防止の啓発、発生時の的確な拡大防止対策	○施設職員等を対象に感染拡大防止対策の研修会の開催 ○感染症流行情報の提供による注意喚起

(4) 感染制御地域支援ネットワークの構築と活用

現 状

- 医療機関間、施設間、医療機関と施設間などの患者往来により感染拡大しやすい状況になっている。
- 院内感染対策の専門職が少ない。
- 東部圏域感染制御地域支援ネットワークを創設した。

1) 院内感染の発生、拡大防止

- ・患者の高齢化、医療機関の機能分担、抗菌薬の多用等により院内感染が発生、拡大しやすい状況となっている。
- ・各病院に感染対策委員会が設置されているが体制に格差がある。

2) 院内感染対策専門職の状況

- ・院内感染対策の専門家が少なく、体制が十分に整っていない医療機関がある。
- ・院内感染対策専門職が配置されている病院：東部に4病院

	医師	看護師	薬剤師	検査師
県	9人	9人	5人	4人
東部	(3人)	(4人)	-	-

()再掲

出典：医療指導課調べ

3) 鳥取県抗菌薬耐性サーベイランス

- ・抗菌薬の多用による耐性菌発生の恐れがあり、平成22年から県下16病院が参加して鳥取県抗菌薬耐性サーベイランスが開始された。

4) 東部圏域感染制御地域支援ネットワークを創設(平成24年度)

東部圏域において感染制御に関するネットワークを整備し、院内感染対策を支援するとともに医療関連感染症発生等の緊急時に医療機関への確な支援を行うことを目的として、平成24年度に発足した。

課題・対策

課 題	対 策
○院内感染の専門家の充実	○感染制御地域支援ネットワーク機能の活用と拡大
○病院間の体制の格差解消	○医療機関における体制整備の推進
○病院と施設の連携	○鳥取県抗菌薬耐性サーベイランスの普及啓発

(5) 新型インフルエンザの医療体制の整備

現 状

- 新型インフルエンザ発生以降、病原性等が高い場合の対応が課題となっている。
- 新型インフルエンザ等特別措置法（以下特措法）において病原性等が高い新型インフルエンザが発生した際の措置が規定されたが、その運用方法については、今後国の検討会議で議論される予定である。
- 特措法に基づく対応について、医療機関との検討を進める必要がある。

1) 医療体制の状況

- ・初動対応マニュアルの作成、局内訓練の随時実施など、病原性等の低い新型インフルエンザに対する体制は整備できているが、病原性等が高い新型インフルエンザに対する医療体制は整備できていない。

【新型インフルエンザ対策行動計画（平成23.9.20新型インフルエンザ対策閣僚会議）に準拠する東部圏域の必要病床数の試算】

患者数 62,280人

入院患者数 1,032~3,894人

1日最大入院患者数 196人~776人

2) 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく医療体制の整備

- ・平成24年5月に特措法が公布され、新型インフルエンザ等に対する体制整備や病原性等が高い新型インフルエンザ等が発生した際の措置が規定された。
- ・その運用については、国の検討会議（仮称）で議論される予定である。

課題・対策

課題	対策
○医療体制の整備 ○訓練の実施	○外来診療体制の整備、入院必要病床数の確保等の課題解決や情報共有のための関係機関会議や研修会の開催 ○医療対応マニュアルの作成と初動対応訓練の実施

3 難病対策

(1) 適切な療養体制の確保

現状

- 難病患者は増加している。
- 介護保険制度等の対象とならない難病患者の在宅療養を支援する制度は増えてきたが、利用は少ない。
- 在宅療養を支援する医療従事者等は少ない。

1) 特定疾患治療研究事業対象疾患、患者数の状況（東部総合事務所福祉保健局調べ）

	H19年度	H23年度
対象疾患数	45	56
受給者証所持者数	1,022 人	1,290 人

対象疾患数、受給者所持者数ともに増加している。

2) 在宅療養を支援する事業（利用実績は平成23年度実績）

[実施主体：県]

- ・難病患者等ホームヘルパー養成研修会：平成8年から年1回開催
- ・在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業：利用実績（実）1名
- ・在宅重症難病患者一時入院事業（平成22年度～）：利用実績（実）2名

[実施主体：市町村]

実施市町も少なく、利用実績も少ない

- ・難病患者等ホームヘルプサービス事業：八頭町、実績なし
- ・難病患者等短期入所事業：実施市町なし
- ・難病患者等日常生活用具給付事業：鳥取市（電動式たん吸引器1件、意思伝達装置2件）

3) 医療依存度が高い者の災害時支援体制

- ・ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の災害時支援マニュアルの作成
鳥取県難病医療連絡協議会（鳥取県が鳥大医学部に委託）とともに作成：2例
- ・停電時の非常用電源装置の貸し出し（平成23年～）
難病医療協力病院等に非常用電源装置を整備し、電力不足など非常時に在宅人工呼吸器等使用患者に無償で貸与

4) 在宅療養の人工呼吸器の扱いなどに習熟した医療従事者等は少ない。

5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年4月1施日行）
障害者の定義に難病等が追加され、施行後は障害福祉サービスの対象となる。

課題・対策

課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養の支援体制の整備と制度の普及啓発 ○各種制度の情報提供等による療養環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の普及啓発 ○療養環境整備のための検討会の開催 ○在宅療養を支援するための医療従事者等の研修

(2)地域の医療機関等関係者との連携

現状

○支援関係者が自身の資質向上と情報を求めている。
 ○患者や家族の療養上の不安軽減や闘病意欲向上のため、患者（家族）相談会や患者サロン等患者同士の交流の場が徐々にではあるが増えてきた。

1) 患者支援のスキルアップと関係機関の連携

- ・東部地域神経難病等在宅支援連絡会を開催し、事例検討等による情報交換と役割確認、研修等を行い、患者対応のスキルアップと関係者の連携を図っている。

開催回数：年4回 参加者数：約20人/回

2) 難病医療相談会を患者・家族を対象に開催

	回数	人数	テーマ
H21年度	1	46	神経難病(摂食)
H22年度	2	59	ALS、膠原病
H23年度	2	22	ALS、心筋症

[参加者のアンケート結果から]
 「病気や治療法の話が聞けてよかった」
 「病気や心の不安等もっと相談の場がほしい」

3) 患者の会等

- ・全国的な患者会の支部：「全国パーキンソン病友の会鳥取支部(米子市)」
 「公益社団法人日本リウマチ友の会鳥取支部(境港市)」
 「鳥取県全身性エリテマトーデス友の会『むぎわら帽子の会』(倉吉市)」
- ・「あすなるサロンとっとり」(平成23年度～)：
 パーキンソン病患者等を中心に毎月1回集いが開催されている。
- ・ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者会が開催され、鳥取県支部立ち上げに向けて調整中
- ・鳥取県が鳥取大学医学部に委託した鳥取県難病相談・支援センター、鳥取県難病医療連絡協議会が患者会育成の役割を担っている。

課題・対策

課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> ○関係者の連携による療養支援の充実と患者対応のスキルアップ ○患者同士の交流の場の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会など関係機関との連携 ○難病医療相談会の継続 ○鳥取県難病相談・支援センターや鳥取県難病医療連絡協議会等による支援の継続

4 歯科保健医療対策

(1) 乳幼児のむし歯予防

現 状

- 東部の乳幼児のむし歯の有病率は減少しているもの、県平均よりも高い。
- フッ化物洗口に取り組んでいる施設が他圏域に比べて少ない。

1) むし歯有病率

＜圏域における幼児のむし歯有病率の推移＞(%)

		1歳6ヶ月	3歳	4歳	5歳
東 部	H19年度	3.3	26.4	46.1	52.8
	H22年度	2.8	19.0	38.3	46.8
鳥取県	H22年度	2.5	19.0	36.7	44.2

・有病率は減少しているが県平均より高い。

出典：健康政策課調べ

＜5歳児1人平均むし歯数＞(本) ＜5歳児むし歯処置率＞(%)

		H19年度	H22年度			H19年度	H22年度
東 部		2.8	2.2	東 部		43.8	47.0
	鳥取県	2.6	2.0		鳥取県		49.1

・むし歯数は減少し、処置率は上昇している。

出典：健康政策課調べ

出典：健康政策課調べ

＜小学生のむし歯有病率＞(H23年度) (%)

鳥取市	岩美郡	八頭郡	鳥取県
64.2	75.0	67.2	61.3

・市部、郡部とも県平均より高い。

出典：鳥取県教育委員会調べ

- ・各市町が、健診場面、保育所、小学校、各種教室や研修会にて普及啓発を実施している。

2) フッ化物についての取組み状況

- ・各市町が2歳児歯科健診等でフッ化物塗布を実施している。
 - ・福祉保健局等が、フッ化物に関する関係者対象の研修会を開催している。
- 平成23年度から鳥取県歯科医師会委託によるフッ化物洗口事業を開始。平成20年度から取り組んでいた施設を含めても実施しているのは81施設中9施設(11.1%)に過ぎない。(鳥取県：226施設中86施設；38.1%)

課題・対策

課 題	対 策
○行政、医療機関、保育所、教育機関が連携し、乳幼児期から学童期において、継続したむし歯予防対策の充実	○むし歯予防についての正しい知識、技術についての普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業等における健診時の歯科保健指導の強化 ・養護教諭との連携による学校での歯科教育の推進 ○フッ化物洗口の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物に関する正しい知識の普及とフッ化物洗口マニュアルの活用による実施施設の増加 ・専門的技術の実施指導の強化 ○関係機関のスタッフ等を対象とした研修会の継続開催

(2)40歳以上の歯周病対策

現 状

- 各市町において、効果的な歯周疾患対策に取り組めていない状況がある。
- 歯周疾患予防に有効な補助清掃用具のうち、比較的使用率の高い歯間ブラシ、デンタルフロスでも目標の50%に達していない。
- 歯周疾患検診を実施しているのは鳥取市と岩美町に留まっており、受診率は低い。

1) 歯周病の状況

- ・40歳代以上の歯周炎有病者率は高くなっている。

<歯周炎有病者率>

(%)

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
鳥取県	H17年度	14.1	14.8	22.4	35.4	43.7	41.5	30.5
	H22年度	12.6	14.1	26.9	40.0	45.2	47.9	33.3
全 国	H17年度	14.0	23.8	35.8	45.0	50.2	45.0	27.8

出典：県民歯科疾患実態調査

<1人平均現在歯数>

(本)

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
鳥取県	H17年度	28.9	28.8	27.4	25.4	19.2	13.8	9.0
	H22年度	29.0	28.6	27.9	25.3	22.2	17.6	12.3
全 国	H17年度	29.0	28.2	26.9	24.2	19.8	12.9	7.5

出典：歯科疾患実態調査、県民歯科疾患実態調査

- ・各市町の担当者は、健診場面、教室や講演会で普及啓発を実施しているが、成人期の住民との接点が少なく、有効な事業展開ができていない等の課題を挙げている。

2) 歯ブラシ以外の補助清掃用具の使用状況

<補助清掃用具の使用割合(平成22年度)>

(%)

	総数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
デンタルフロス	20.3	28.5	29.7	28.8	17.7	11.5	8.8	5.0
歯間ブラシ	26.7	11.8	14.7	26.2	27.7	44.6	38.3	20.0
その他	9.6	7.3	11.4	12.8	10.8	8.9	6.3	6.7
使用していない	52.9	60.2	54.8	48.5	55.2	45.0	48.8	69.2
無回答	1.1	0.0	0.4	0.7	1.1	1.6	3.3	1.7

出典：歯科疾患実態調査、県民歯科疾患実態調査

- ・補助清掃用具としては、歯間ブラシ、デンタルフロスの順に使用率が高いが、いずれも20%台で、目標の50%には及ばない。

3) 歯周疾患検診実施状況

<健康増進法による検診の状況>

	対象者数	受診者数	受診率	年度
鳥取市	10,303	214	2.1	H23年度
県(3市町)	18,022	306	1.7	H22年度

出典：健康政策課調べ

- ・実施しているのは鳥取市のみ。
- ・鳥取市では、受診者の50%以上が治療が必要な状況である。

<単町事業による検診実施状況>

	ドック受診者	歯科検診受診者	受診率
岩美町	253	46	18.2

出典：岩美町集計

- ・岩美町は町独自で人間ドックを受診する40歳、50歳の住民を対象に検診を実施している。

- ・定期的に歯科検診をしている者の割合は34.5%である。
(平成22年度県民歯科疾患実態調査結果より)

課題・対策

課題	対策
○正しい知識と技術の普及等による歯周病対策の推進 ○検診による早期発見、早期治療	○歯周疾患についての普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患検診データの分析結果の活用 ・デンタルフロス、歯間ブラシ等清掃補助用具の使用定着のための支援 ・職域との連携による成人期からの取組みの強化 ○予防及び早期発見のための検診の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医による定期検診の勧奨 ・研修会やイベント等の機会を捉えた受診勧奨

(3)高齢者の口腔ケアの充実

現状

- 高齢者の口腔ケアについての研修会を毎年開催しているが、介護サービス事業所は年々増えているが、職員の知識、技術が不十分である。
- 歯科訪問調査及び口腔衛生指導の受診者をみると、デイサービス利用者の約半数、在宅者は全員診察が必要な状態であり、在宅における口腔管理の機会が少ない。

1) 研修会の実施状況

- ・鳥取県歯科医師会、鳥取県福祉人材研修センター、福祉保健局等が研修会を実施している。
- ・高齢者の口腔ケアに関する実技指導も含めた研修会へのニーズが高い。(研修会参加者のアンケート結果から)
- ・鳥取県福祉人材センターが開催している介護専門職研修では受講希望が定員より多く、希望があっても受講できない状況である。

2) 高齢者歯科訪問調査及び口腔衛生指導の状況(平成23年度)

	H22年度	H23年度
実施市町	2	2
事業利用者	379	318

出典：健康政策課調べ

3) 介護予防事業取組み状況(口腔機能向上プログラム)

	実施市町村	1クールの期間
東部圏域	4	3～6ヶ月
鳥取県	10	3～6ヶ月

出典：鳥取県内の介護予防事業等一覧

4) 高齢者を対象とした歯科訪問調査及び口腔衛生指導の実施状況について

＜検診実施状況について＞ (延人数・()内%)

			受診者 延数	判定結果(重複あり)		
				要診察	要指導	処置不要
鳥取市	H19年度	在宅	0	-	-	-
		施設	378	178(47.1)	54(14.3)	160(42.3)
	H23年度	在宅	4	4(100.0)	-	-
		施設	313	148(47.3)	45(14.4)	123(39.3)
八頭町	H19年度	在宅	6	6(100.0)	-	-
	H23年度	在宅	1	1(100.0)	-	-

出典：鳥取市、八頭町集計

- ・実施しているのは2市町のみで、受診延人数は減少している。
- ・鳥取市の調査はほとんどデイサービス利用者を対象としている。診察が必要な者は約47%である。
- ・八頭町の受診者は全員在宅で、全員診察が必要な状況である。

課題・対策

課題	対策
○介護サービス事業所職員を中心とする関係者への知識、技術の普及啓発による高齢者の口腔ケアの充実 ○在宅の高齢者に対する訪問等による口腔ケアの充実	○介護サービス事業所職員等を対象とした口腔ケア実践者、指導者の養成 ・ケアマネージャー、ホームヘルパー、地域包括支援センター職員、デイケア職員等を対象とする、実技も交えレベルに応じた研修会の企画 ○口腔ケア実践者、指導者による介護者等を対象とした研修会の実施 ・介護予防事業の継続実施と充実 ○関係機関の連携により、高齢者の口腔ケアについての体制整備 ・東部地域歯科保健推進協議会での検討 ・歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士等関係職種との事業を通じた連携強化

(4) 歯科診療体制の整備

現状

- 休日歯科診療を東部歯科医師会で、障害児(者) 歯科診療を鳥取県口腔総合保健センター(鳥取県歯科医師会内) で実施している。
- 主治医がない方への訪問診療を実施している歯科診療所は全体の39.6%ある。

1) 休日歯科診療体制

- ・歯科医師の輪番制により、東部歯科医師会で10時から16時まで開設している。
 年間開所回数：約75回 年間来所者数：約700人
 周知方法：鳥取市報、新聞4社、ケーブルテレビ、歯科医師会ホームページ
 ※在宅夜間歯科診療は平成23年3月末で中止。

2) 障害児(者) 歯科診療体制

- ・鳥取県口腔総合保健センター(鳥取県歯科医師会内) において、毎週木曜日14時から17時30分まで予約制で開設している。(年間約50回)
 ※平成19年度診療時間：14時から16時まで

<受診患者数> (人)

		H19年度	H23年度
患者数	実	294	517
	延	398	545

出典：鳥取県歯科医師会集計

3) 主治医のない方への訪問診療を実施している歯科診療所

東部歯科診療所111施設のうち44施設(39.6%)で実施。

- ・介護保険ケアマネージャー等に情報提供

課題・対策

課題	対策
○休日も含め、安心して医療が受けられる体制及び誰でも医療が受けられるよう往診等の体制整備	○休日歯科診療及び障害児(者) 歯科診療の継続実施 ○訪問歯科診療の継続実施 ○休日歯科診療、障害児(者) 歯科診療及び訪問歯科診療についての情報提供 ・ホームページ、ケーブルテレビ、広報等の活用

5 医療機関の役割分担と連携

(1) 医療機関の役割と機能分担

現 状

- 各医療機関ではそれぞれの診療機能に併せて医療が提供されている。
 ○急性期医療、慢性期医療といった役割分担について住民に十分に知られていない。

1) 東部圏域の医療機関の状況

①医療機関数 (平成24年9月末現在)

病院	診療所	歯科診療所	助産所	施術所	薬局
14	198	110	2	106	98

②主な役割

	公的病 院	急性期 医療提 供病院	回復期 医療提 供病院	亜急性期 医療提供 病院	慢性期医 療提供病 院	精神科病 床を有す る病院	地域医療 支援病院
県立中央病院	○	○					○
鳥取市立病院	○	○		○			
鳥取赤十字病院	○	○		○			○
鳥取生協病院		○	○	○			
鳥取医療センター			○		○	○	
岩美病院	○	○		○	○		
智頭病院	○	○		○	○		
尾崎病院			○	○	○		
渡辺病院					○	○	
鳥取産院					○		
ウエルフェア北園渡辺病院			○		○		
鹿野温泉病院					○		
幡病院						○	
上田病院						○	

- ・公的医療機関は、救急医療、災害医療、小児医療などの不採算・特殊部門に関わる医療を提供している。
- ・中山間地域等では、公的医療機関(病院及び診療所)が果たす役割が大きい。
- ・圏域の公的病院は、それぞれが地域における中核的な病院として機能しており、また、地域の医療機関と連携し地域医療を担っている。
- ・診療所は初期医療、在宅医療を担っている。

2) 医療機能の住民への周知

医療機関の急性期と慢性期の役割や地域医療支援病院受診時に紹介状が求められている理由などについて住民に十分に伝わっているとは言えない。

課題・対策

課 題	対 策
○住民への医療機関の役割分担や機能分担の周知	○住民への普及、啓発 ○医療機関・福祉施設等情報公表サービスを活用した医療機関の機能の周知

(2) 医療機関の業務連携

現 状

○地域連携パスの運用により医療機関間の連携を図りつつある。

1) 地域連携パスの策定と活用

- ・脳卒中地域連携パスが平成23年度運用開始
- ・5大がんと緩和ケアの地域連携パスが平成24年度運用開始
- ・糖尿病の地域連携パスを歯科医師会と連携して平成24年度作成予定
- ・急性心筋梗塞の地域連携パスは平成25年度作成予定
- ・認知症に関しては認知症ケアパスを作成予定

2) ITを活用した連携

- ・平成24年5月に開始された電子カルテ相互参照システム(おしどりネット2)の利用医療機関
1カ所; 岩美病院

課題・対策

課 題	対 策
○病病連携の促進	○地域連携パスの運用促進
○病診連携の促進	○電子カルテ相互参照システムの利用促進